

防除区域からウメ・モモ等の苗 などは持ち出さないでください！

八尾市、富田林市、河内長野市、兵庫県、東京都、神奈川県、愛知県及び岐阜県の一部地域には、ウメなどに感染するウイルス病（病原名：ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス））が発生している地域があります。この病気のまん延を防止するため、ウメやモモなどの植物をこれら地域の外へ持ち出すことは禁止されていますので、皆様のご協力をお願いいたします。

持ち出しができない植物（移動制限植物）

次の植物の苗、植木、盆栽、切り枝、切り花など（ただし、花芽が萌芽した状態で出荷される観賞用の切り枝及び切り花（栽培に用いることができないもの）並びに種子及び果実は持ち出すことができます。）

- ・サクラ属植物（ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ネクタリン、ユスラウメ、プルーン（セイヨウスモモ）、アーモンド、サクランボ（オウトウ）、ニワウメ、ニワザクラ等）
- ・セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ

※ただし、サクラ節植物（ソメイヨシノやシダレザクラなどの観賞用のサクラ）は除きます。

持ち出しができない地域（緊急防除の防除区域）大阪府

八尾市

大字大窪、大字恩智、大字垣内、大字教興寺、大字黒谷、大字郡川、大字千塚、大字服部川、大字山畑、大竹、恩智北町*、恩智中町*、恩智南町*、垣内、楽音寺、上尾町、上之島町北*、上之島町南*、教興寺、黒谷、郡川、高安町北*、高安町南*、千塚、西高安町、服部川、東町、東山本新町*、東山本町*、福栄町、水越 *恩智川以東の地域

富田林市

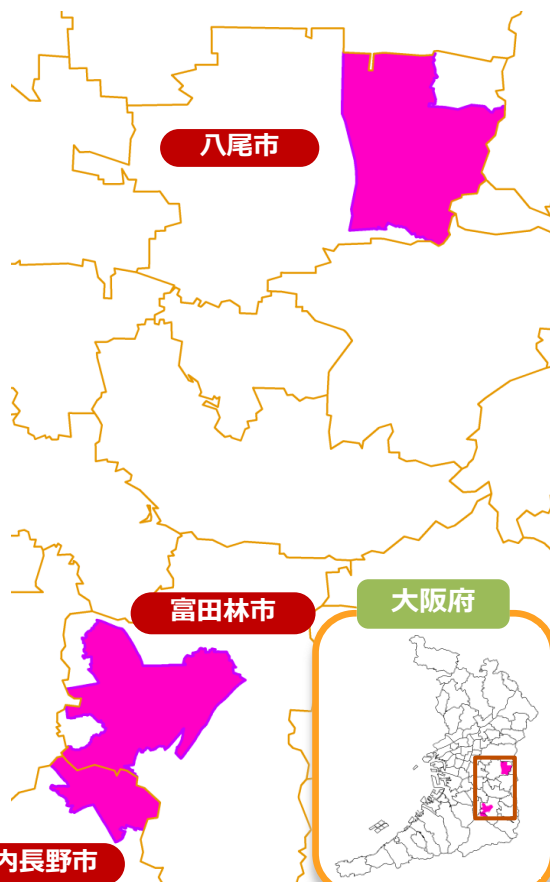
大字廿山（府道二百二号線以南の地域）、大字錦織、甲田、小金台、寿町、桜ヶ丘町、新青葉丘町、新家、須賀、高辺台、谷川町、廿山、津々山台、寺池台、常盤町、錦織北、錦織東（府道二百二号線以北の地域）、錦ヶ丘町、藤沢台、富美ヶ丘町、宮甲田町、美山台

河内長野市

市町、木戸、木戸町（一般国道三百十号線以東の地域）、木戸東町、楠町西、楠町東、汐の宮町、千代田南町、松ヶ丘中町、松ヶ丘東町

凡例

防除区域 市町村境界



地図出典：政府統計の総合窓口(e-Stat) (<http://www.e-stat.go.jp/>) 「平成22年国勢調査（小地域）」（総務省）を加工して作成

大阪府以外にも、兵庫県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県の一部地域で緊急防除の防除区域が設定されています。詳細は、http://www.maff.go.jp/pps/j/information/kinkyuboujo/index_ppv.html をご参照下さい。

ウメ輪紋ウイルスによる症状について

ウメ輪紋ウイルスに感染すると、下の写真のような症状が現れます。

- 葉脈に沿って緑色の薄い部分ができる症状（退緑斑紋）
- 黄色又は銀色のドーナツ状の輪ができる症状（黄色輪紋）
- 症状は、5月～7月頃に最も明瞭に現れます。

このような症状がある場合には、下記までお問い合わせ下さい。



はんもん
退緑斑紋（ウメ）



りんもん
黄色輪紋（ウメ）



はんもん
退緑斑紋（モモ）



はんもん
退緑斑紋（アンズ）

このウイルスは植物に感染するものであり、
ヒトや動物に感染することはありません。
また、感染している樹の果実を食べても問題はありません。

《お問い合わせ先》（平日 9:00～17:00）

■農林水産省神戸植物防疫所（業務部国内検疫担当）

電話：078-389-5320

■大阪府環境農林水産部農政室推進課 病害虫防除グループ

電話：072-957-0520

大阪支所

電話：06-6571-0804